

榛東村 若年がん患者在宅療養支援事業のご案内

がんに罹患した40歳未満の方が、住み慣れた自宅等で自分らしく安心して過ごせるよう、在宅療養に必要な費用の一部を助成します。

※令和5年4月より開始しました。

対象者 次の項目すべてに該当する方

- (1) 申請時、榛東村に住民登録している
- (2) 助成対象サービス利用時に、39歳以下
- (3) がん患者（介護保険制度において、がんを原因として認定を受ける場合と同等の状態と医師が判断した方）
- (4) 他の公的支援制度を受けることができない
- (5) 対象者及び世帯員に、村税の滞納がない

助成対象サービスと上限額

対象サービス	内容	0～19歳	20～39歳
訪問介護	身体介護、生活援助 通院等乗降介助	50,000円/月	80,000円/月
訪問入浴介護	自宅に浴槽を持ち込み 入浴の介助		
福祉用具貸与	車いす、車いす附属品、 特殊寝台、特殊寝台附属品、 床ずれ防止用具、体位変換器、 手すり・スロープ (工事を伴わないもの) 歩行器、歩行補助つえ、 自動排せつ処理装置	小児慢性特定疾病 日常生活用具給付	1人につき 50,000円
福祉用具購入	腰掛便座、入浴用いす、 浴槽用手すり、浴槽内いす、 入浴台 等		
介護支援専門員による事業所の紹介・調整等にかかる費用	介護支援専門員（ケアマネジャー）がサービス事業所の紹介、調整を行う。	10,000円/月	

※ 0～19歳で他の公的支援制度を受給していない場合は、20～39歳の欄に掲げる利用限度額となります。



裏面をご覧ください

利用者負担額

サービス利用料の1割

※1か月の利用料が上限額を超えた場合には、超過額が全額利用者負担となりますのでご注意ください。

※生活保護世帯は、上限額の範囲内で利用者の負担分を村が支払います。

利用の流れ

1. 利用申請：以下の必要書類を提出してください。

①利用申請書（別記様式第1号）

②意見書（別記様式第2号）

※主治医に記入を依頼してください。文書料は自己負担となります。

2. 申請者へ利用決定通知：申請内容を審査し、利用決定（却下）通知書を郵送します。

3. サービスの利用

4. サービス利用料の支払い：サービス提供事業者に対して利用料を支払います。

5. 利用料助成の請求 以下の必要書類を提出してください。

※請求時期は、毎月またはサービス利用終了後のいずれかを選択してください。

①助成金交付請求書（別記様式第7号）

②実績報告書（別記様式第8号）

③実施確認票

④領収書（原本）

⑤委任状（別記様式第9号） ※申請者以外が請求する場合

⑥振込先通帳またはキャッシュカードの写し ※振込先は、申請者の口座に限る。

6. 助成金の支給

注意事項

申請内容に変更（中止）がある場合は、以下の書類を提出してください。

・利用変更（中止）申請書（別記様式第4号）

申請・問い合わせ先

榛東村保健相談センター TEL0279-70-8052

【受付日時】月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く）

午前8時30分～午後5時15分

【郵送の場合】〒370-3503 榛東村大字新井793-2